

吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付制度のご案内

内容

- 1 母子父子寡婦福祉資金とは
- 2 貸付対象者
- 3 主な貸付種類
- 4 貸付要件
- 5 連帯保証人
- 6 貸付の流れ
- 7 償還について
- 8 その他

2 貸付対象者について

1 母子父子寡婦福祉資金とは

母子父子寡婦福祉資金貸付制度は、ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進するための貸付制度です。

貸付対象者

貸付の対象となる方は、次の（１）～（９）いずれかにあてはまる場合、貸し付けることができます。

《母又は父もしくは寡婦》

- （１）母子家庭の母…配偶者のない女子であって現に児童（20 歳未満の者、以下児童という）を扶養している者
- （２）父子家庭の父…配偶者のない男子であって現に児童を扶養している者
- （３）寡婦…かつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある配偶者のない女子
- （４）40 歳以上、前年所得 203 万 6 千円以下で過去も現在も児童を扶養しておらず、かつて婚姻したことがあるが現在配偶者のない女子
- 《子》（就学支度資金・修学資金・就職支度資金・修業資金）
- （５）母子家庭の児童…配偶者のない女子に現に扶養されている児童
- （６）父子家庭の児童…配偶者のない男子に現に扶養されている児童
- （７）父母のいない児童…父母と死別した児童及びこれに準ずる児童
- （８）寡婦に扶養されている 20 歳以上の子
- （９）修学資金、修業資金貸付中の親が死亡したときの 20 歳以上の子

※子への貸付けに際しては、法定代理人の同意及び償還能力を有する連帯保証人をたてることが必要です。

3 主な貸付金について

主な貸付金

資金名	資金使途	対象者	貸付限度額
就学支度資金	高校・大学等への入学時に必要な入学金等に充てる資金	ひとり親家庭の児童・子 寡婦の扶養する子	公立高校の場合 150,000 円
修学資金	高校・大学等の授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の児童・子 寡婦の扶養する子	私立大学自宅通学の場合 月額 108,500 円
技能習得資金	就労に必要な知識技能を習得するための授業料等に充てる資金	ひとり親家庭の親・寡婦	月額 68,000 円

※上の表の貸付け以外に修業資金、生活資金、転宅資金、医療介護資金等があります。

※上の表の貸付限度額は、資金の使途や内容によって異なります。

※子に係る資金（就学支度資金・修学資金・修業資金等）は無利子となります。

※子に係る資金以外は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てられない時は年 1.0%の有利子となります。

貸付要件

《住所要件》

- ・原則、住民基本台帳が吹田市にあり、現に居住している者。

《償還能力・意思の要件》

- ・償還能力を有すること。
- ・新規貸付とは別に当貸付制度を利用している場合、滞納していないこと。
- ・申請者が租税、公共料金、他金融機関等への返済金を滞納していないこと。
- ・原則、新規貸付申請時に 60 歳未満、最終償還時点で 70 歳未満であること。

《その他》

- ①主な返済者を貸付申請者とします。
- ②多重債務に陥っている場合、陥りつつある場合は貸付になじみません。
- ③反社会的な団体との関係者等は貸付対象外です。
- ④子に係る資金は、親自身が償還能力を有していなくても、連帯保証人（親、子とは別に独立している第三者）をたてることによって子ども自身が借主となれます。

その際の要件は①～③に加え、次のとおりです。

ア 概ね 25 歳未満であって、母または父に扶養されていること。（子が 20 歳未満の場合は法定代理人の同意を必要とする。）

イ 連帯保証人をたてること。

連帯保証人

連帯保証人は、主たる債務者と連帯して債務を負担（借主本人と同じ立場で支払い義務を負う）しなければなりません。

《連帯保証人の要件》

- ・（親子と別住所・別世帯の）第三者もしくは母親または父親。
- ・制限行為能力者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人）でないこと。
- ・弁済資力を有する者（一定の職業を持ち、独立した生計を営んでいる者で、貸付金の返済能力を有する者。）多重債務者（多重債務に陥りつつある者）・生活保護受給者・自己破産免責（民事再生、任意整理含む）後 3 年が経過していない者は不可。
- ・資金の貸付けに関する利害関係者でない者。
- ・申請者とは、個別の独立した生計を営む者。
- ・連帯保証人として債務の保証承諾意思が確実にあり、名目上の保証人という意識でないこと。
- ・当貸付金や税等の公金を滞納していない者。
- ・新規申請時 60 歳未満であって、最終償還時点で 70 歳未満であること。
- ・原則吹田市内在住者とする。但し、やむを得ない場合はこの限りではない。

※子どもに対する貸付において、親が生活保護受給中や自己破産免責後 3 年が経過していない等、経済的に自立していない状態あるいは生活が不安定な状態であるときは、親以外の第三者を連帯保証人に選任すること。

貸付の流れ

事前相談・申請書提出後、吹田市において必要性和償還能力等を審査した結果、貸付けが認められた方に対し、貸付決定通知書や借用証書などの書類をお渡しします。借用証書等に必要事項を記載のうえ提出していただき、書類等に不備がなければ貸付金を交付します。

子の進学に係る資金の貸付けは、予約申請を受け付けています。

就学支度資金等については、貸付け申請書を提出する前に、貸付対象となる経費の支払いを既に済ませている場合、貸付けできませんので、必ず事前に貸付についてのご相談をしてください。

審査には時間がかかりますので、お早めに余裕をもってご相談ください。

1.事前相談【予約優先】

※申込みを行う前に、必ず事前相談（個別面談）を受けていただく必要があります。

貸付制度の説明や必要書類の説明をさせていただきます。貸付の必要性を確認するために母子父子自立支援員が、家庭の状況や経済的な状況等、実生活に関わる聞き取りをさせていただきます。

☆相談時間 平日：月曜日～金曜日 9：00～17：30まで

2.貸付申込み

☆必要書類

・貸付申請書 ・世帯全員の住民票及び戸籍謄本 ・償還計画書 ・母子（父子）家庭又は寡婦で扶養の事実を証明する書類 ・納税証明書 ・年収や月収（3カ月分）を証明する書類 ・個人情報の取り扱いに係る同意書 ・連帯保証人の本籍地入り住民票及び収入を証明する書類 ・個人番号通知カードまたは個人番号カード（住民票に記載のある場合は不要） ・その他資金の種類に応じた必要な書類（生活収支状況表等）

3.審査と貸付決定

吹田市において貸付の必要性及び償還能力等について審査します。貸付決定された方に対し、貸付決定通知書や借用証書等の書類をお渡しします。

4.借用手続き

借主と連帯借主及び連帯保証人は、貸付金遵守条項を確認のうえ、自署・捺印した借用証書、印鑑登録証明書及び確認票等を提出してください。併せて、面談等で連帯借主・連帯保証人の債務承諾・償還の意思確認を行います。

また銀行等で予め償還のための口座振替の手続きをしていただく必要があります。

5.貸付金交付

借用証書・貸付金交付請求書等の内容を確認し、借主が事前に申請した金融機関の普通預金口座（借主本人名義に限る）に貸付金を振り込みます。

償還の計画

- ・資金ごとに定められた据置期間経過後に償還が始まります。
- ・原則、貸付申請時に返済（償還）計画書に記載された償還期間内に、元利均等払いで返済していただきます。
- ・母子・父子・寡婦福祉資金は償還金を主な財源として貸付を行っています。返済が滞ると、資金に不足が生じ、資金を必要とする方への貸付けが困難になりますので、必ず納期限までにご返済下さい。
- ・返済が遅れた場合、延滞した元利金額に対して、納付期限の翌日から納付日までの遅れた日数分に年率3%の割合で計算した違約金を徴収します。また、一括での返済や連帯保証人への請求、訴訟や強制執行等の対象となることがありますので、ご注意ください。

その他

- ・修学資金、技能習得資金、生活資金、修業資金について、貸付けを行う期間が複数年度にまたがる場合、毎年4月に継続手続きを行っていただく必要があります。届出をしないと、4月以降の貸付けをうけることはできません。
- ・住所の変更、借主・連帯借主・連帯保証人の状況の変化等があれば、必ずお知らせください。
- ・母子家庭（寡婦）または父子家庭でなくなった場合、各資金の借主としての資格がなくなった場合、貸付け対象の修学を取りやめた場合など、貸付けの条件に該当しなくなった場合は、すみやかにお申し出ください。届け出なく貸付を受け続けた場合、貸付けた金額の全部又は一部を一括で返済していただくことになります。

【問い合わせ先】

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号
吹田市役所児童部子育て給付課 貸付担当
Tel 06-6384-1471